

公益財団法人広島観光コンベンションビューロー役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）の役員等の報酬、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、費用弁償及び退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員等の報酬等)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対して、報酬並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当（広島市を退職後採用された役員にあっては、報酬、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当）を支給する。

2 報酬は月額とし、上限を60万円と定め、広島市長と協議して、理事長が理事会の承認を得て定める。

3 住居手当及び通勤手当の額、支給条件及び支給方法については、ビューローの職員の例による。

4 期末手当及び勤勉手当の額は、報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、ビューローの職員の期末手当又は勤勉手当の例により一定の割合（広島市を退職後採用された役員については、広島市長と協議して、理事長が理事会の承認を得て定める割合）を乗じて得た額とする。

5 報酬並びに期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれ、ビューローの職員の給料並びに期末手当及び勤勉手当の支給方法の例による。

(非常勤役員及び評議員の費用弁償)

第3条 非常勤の役員及び評議員（広島市及び広島県の職員でビューローの役員及び評議員になっているものを除く。）が理事会、評議員会又は監事会に出席したときは、必要な費用を弁償する。

2 費用弁償額は、予算の範囲内で理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(退職手当)

第4条 常勤役員（広島市を退職後採用された役員を除く。）が退職したときは、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件及び支給方法については、ビューローの職員の例による。

(公表)

第5条 ビューローは、この規程を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規程に従い公表するものとする。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(委任規定)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 広島市を退職後この規程の施行の日前に採用された役員の退職手当については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。